



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

ギリシャー海洋汚染に対する過怠金

ギリシャの海洋汚染に対する過怠金が2019年12月31日から大幅に引き上げられたとの情報を現地弁護士事務所 A. NASSIKAS LAW FIRM から入手しましたのでお知らせします。12月30日以前の過怠金の最高金額と12月31日以降の過怠金の最高金額は次のとおりです。

	過怠金の最高金額 (～19年12月30日)	過怠金の最高金額 (19年12月31日～)
i. 環境に深刻な影響を与えない汚染*	EUR60,000	EUR100,000
ii. 環境に深刻な影響を与える汚染*	EUR1,200,000	EUR2,000,000
iii. (iもしくはiiに加えて) 法人が自己の利益のため故意に起こした汚染	EUR500,000	EUR800,000

※ i と ii の違いについては明確な定義が無いため、注意が必要です。現地弁護士によると、汚染が広範囲に及び、海洋生物の多様性や観光資源に明白な悪影響を与える場合は、当局が深刻な影響を与えると判断する可能性が高くなります。

以上